

## 計算書類に対する注記（法人全体）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）一定額法によっている。  
 ② 無形固定資産（リース資産を除く）一残存価額を零とする定額法によっている。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 法人で採用する退職給付制度

該当なし。

### 3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

なお、当法人は、社会福祉事業区分及び公益事業区分を設定しており、公益事業区分は拠点区分が一つであるため会計基準省令第7条の2第2項第3号の規定に基づき、拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）の作成を省略している。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）  
 (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）  
 (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）  
 (4) 拠点区分の計算書類（会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式）  
 (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア. 本部拠点区分（社会福祉事業）

「本部」

イ. 虹の会介護ステーション拠点区分（社会福祉事業）

「訪問介護」

「地域密着型通所介護事業」

「訪問型サービスA3」

「訪問型サービスA4」

「通所型サービスA7」

「障害福祉サービス」

「移動支援」

「特定相談支援」

「障害児相談支援」

ウ. カルチャーデイ虹の空拠点区分（社会福祉事業）

「通所型サービスA8」

エ. グループホーム虹の風拠点区分（社会福祉事業）

「共同生活援助」

オ. 虹の会介護ステーション拠点区分（公益事業）

「居宅介護支援」

「福祉有償運送」

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	0	10,000,000	0	10,000,000
合計	0	10,000,000	0	10,000,000

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6. 担保に供している資産

該当なし。

### 7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	861,171	54,825	806,346
車輛運搬具	3,318,902	165,945	3,152,957
器具及び備品	1	0	1
合計	4,180,074	220,770	3,959,304

### 8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし。

10. 重要な偶発債務

該当なし。

11. 重要な後発事象

該当なし。

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（本部拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）一定額法によっている。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）一残存価額を零とする定額法によっている。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 採用する退職給付制度

該当なし。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 当拠点区分は、サービス区分が一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号等局長通知）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）の作成を省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	0	10,000,000	0	10,000,000
合計	0	10,000,000	0	10,000,000

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6. 担保に供している資産

該当なし。

### 7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

### 8. 重要な後発事象

該当なし。

### 9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（虹の会介護ステーション拠点区分）

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）一定額法によっている。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）一残存価額を零とする定額法によっている。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

### 2. 採用する退職給付制度

該当なし。

### 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 虹の会介護ステーション拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㉑))

#### ア. 訪問介護

イ. 地域密着型通所介護事業

ウ. 訪問型サービスA3

エ. 訪問型サービスA4

オ. 通所型サービスA7

カ. 障害福祉サービス

キ. 移動支援

ク. 特定相談支援

ケ. 障害児相談支援

- (3) 当拠点区分は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号等局長通知）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3(㉒)）の作成を省略している。

### 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

### 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

### 6. 担保に供している資産

該当なし。

### 7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	861,171	54,825	806,346
車輛運搬具	3,318,902	165,945	3,152,957
器具及び備品	1	0	1
合計	4,180,074	220,770	3,959,304

### 8. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし。

### 9. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

### 10. 重要な後発事象

該当なし。

### 11. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（カルチャーデイ虹の空拠点区分）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 採用する退職給付制度

該当なし。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) カルチャーデイ虹の空拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 当拠点区分は、サービス区分一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号等局長通知）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊿)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊿)）の作成を省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 6. 担保に供している資産

該当なし。

## 7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

## 8. 重要な後発事象

該当なし。

## 9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（グループホーム虹の空拠点区分）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 採用する退職給付制度

該当なし。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) グループホーム虹の風拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 当拠点区分は、サービス区分一つであるため「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号等局長通知）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）及び拠点区分事業活動明細書（別紙3(㊹)）の作成を省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 6. 担保に供している資産

該当なし。

## 7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

## 8. 重要な後発事象

該当なし。

## 9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。

## 計算書類に対する注記（虹の会介護ステーション拠点区分用）

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）一定額法によっている。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）一残存価額を零とする定額法によっている。

## (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 採用する退職給付制度

該当なし。

## 3. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) 虹の会介護ステーション拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))

ア. 居宅介護支援

イ. 福祉有償運送

(3) 当拠点区分は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日雇児発0331第15号等局長通知）25(2)ウの規定に基づき、拠点区分資金収支明細書（別紙3(㊸)）の作成を省略している。

## 4. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし。

## 5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし。

## 6. 担保に供している資産

該当なし。

## 7. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし。

## 8. 重要な後発事象

該当なし。

## 9. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし。